

大網白里市低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大網白里市の発注する工事又は製造その他（以下「工事等」という。）の請負の契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格申込者」という。）又は同施行令第167条の10の2第2項に規定する落札者となるべき者（以下「落札候補者」という。）の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは調査を行い、そのうえで落札者を決定する制度（以下「低入札価格調査制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 低入札価格調査制度の対象は、競争入札により工事等の請負の契約を締結しようとする場合において、必要があると認められるときとする。

(調査基準価格)

第3条 市長は、工事等の請負契約に係る競争入札において、契約の相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を次の各号により定めるものとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の90を乗じて得た額とし、予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表第1に留意するものとする。

- ア 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

(2) 工事等の性質上前号の規定により難いものについては、前号に規定する

算出方法にかかわらず、予定価格に100分の90を乗じて得た額から予定価格に100分の70を乗じて得た額までの範囲内で適宜の額とする。
(予定価格を記載した書面への調査基準価格の記載)

第4条 入札担当課長は、対象工事等の入札を行うときは、予定価格を記載した書面に調査基準価格及び当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を記載するものとする。

(内訳書の提出)

第5条 対象工事等の入札に参加しようとする者は、当該入札に関し、入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

2 内訳書の提出がない者又は入札価格と合致しない内訳書を提出した者が行った入札は、無効とする。

(入札参加者への周知)

第6条 入札担当課長は、対象工事等の入札を行うときは、一般競争入札の公告、指名競争入札の指名通知に次の内容を記載しなければならない。

- (1) 当該入札は低入札価格調査制度の対象となる入札であり、調査基準価格が設定されていること。
- (2) 最低価格申込者（総合評価落札方式による入札においては最高評価値者）（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札候補者の決定を保留し、調査実施のうえ後日それを決定することおよび入札者に対しその決定の通知をすること。
- (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は、第1順位者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者（総合評価落札方式による入札においては、大網白里市総合評価落札方式実施要領（平成21年4月1日施行）第9条第1項各号に該当し、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、評価値の最も高い者（以下「高評価値者」という。）に比して評価値が同等以上の者）（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならないこと。なお、第1順位者でなくとも事情聴取を実施する場合があり、事情聴取に協力しない者の行った入札は、無効とすること。

- (5) 内訳書の提出がない者又は入札価格と合致しない内訳書を提出した者が行った入札は、無効とすること。
- (6) 低価格入札者は、入札執行日の翌日から起算して 6 日目の日（当該日が閉庁日の場合は、当該閉庁日以降の最初の開庁日）までに、入札担当課長から指示された書類を作成し提出しなければならないこと。なお、第 1 順位者でなくとも提出しなければならず、規定の期限までに提出しない者の行った入札は無効とすること。
- (7) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る契約の保証の額は、請負代金額の 10 分の 3 以上とすること。
- (8) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る前払金は、請負代金額の 10 分の 2 以内とすること。
- (9) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約において、当該者が過去 2 年以内に竣工した大網白里市発注の工事等に関し次の要件に該当する場合は、配置技術者の 1 名増員を義務づけること。
- ア 65 点未満の工事成績評定を受けている者
- イ 発注者から施工中又は施工後、契約不適合に起因し工事請負契約書に基づく補修（軽微な手直し等を除く。）又は損害賠償を請求された者
- ウ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者
- エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者
- （調査基準価格を下回る価格による入札）

第 7 条 入札担当課長は、競争入札の結果、第 1 順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合には、当該全入札者に対して落札者の決定を保留することを宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、その入札を終了する。ただし、第 1 順位者が複数の者である場合においては、くじ引きにより第 1 順位者を 1 者に確定した後、落札者の決定を保留とするか否か判断するものとする。

2 前項の規定による落札者の決定を保留する旨の宣言および落札者は後日決定する旨の告知は、電子入札を執行した場合においては、電子入札システムにより「保留通知書」を発行することをもって代えるものとする。

3 入札担当課長は、総合評価落札方式によらない入札において、低価格入札者及び予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者のうち第 1 順位者以外の者につ

いて、複数の者の入札価格が同価格である場合は、ただちにくじ引きにより順位を確定し、第1項の規定により落札者の決定を保留する旨を宣言するものとする。

- 4 入札担当者は、総合評価落札方式による入札において、低価格入札者及び高評価値者のうち第1順位者以外の者について、複数の者の評価値が同等である場合は、ただちにくじ引きにより順位を確定し、第1項の規定により落札者の決定を保留する旨を宣言するものとする。ただし、くじ引きの結果、低価格入札者のうち高評価値者よりも低順位となった者については、以後低価格入札者として扱わないものとする。

(第1順位者に対する低入札価格調査の実施)

第8条 入札担当課長は、前条第1項の規定により入札を終了した後ただちに、

第1順位者について、低入札価格調査を実施しなければならない。

(低入札価格調査の方法及び調査事項)

第9条 入札担当課長は、まず、低価格入札者全者の入札の内容が第14条に規定する失格判定基準のうちの価格失格判定基準に該当するか否かを判断するものとする。

- 2 入札担当課長及び工事担当課長は、前項の規定により、該当しない低価格入札者については、次条により徴する低入札価格調査報告書等の精査、第11条の規定により実施する事情聴取及び関係機関への照会等の方法により次の各号に掲げる事項について調査を実施するものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳の詳細な検討
- (3) 労務者の供給に関する事項
- (4) 手持ち工事の状況
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (6) 資材（機器）の調達に関する事項
- (7) 手持ち機械に関する事項
- (8) 建設副産物に関する事項
- (9) 過去に施工した同種の公共工事名、発注者及び成績状況
- (10) 経営内容
- (11) 経営状況について取引金融機関、保証会社等への照会

(12) 信用状態

- ア 建設業法違反の有無
- イ 賃金不払いの状況
- ウ 下請代金の支払遅延状況
- エ その他

(13) その他の必要な事項

(低入札価格調査報告書等)

第10条 入札担当課長は、入札を終了した後ただちに、低価格入札者全者（前条第1項の規定により価格失格判定基準に該当すると判断された低価格入札者を除く。）に対し、別記第22号様式により別紙1に定める書類（以下「低入札価格調査報告書」という。）又は低入札価格調査報告書の提出に代わる届出（別記第22号の2様式）の提出を求めなければならない。

- 2 入札担当課長は、前項の規定による通知について、入札執行日当日中に低価格入札者全者へ到達するよう配慮するものとする。
- 3 低入札価格調査報告書の提出期限は、入札執行日の翌日から起算して6日目の日（当該日が開庁日の場合は、当該開庁日以降の最初の開庁日）とする。
- 4 入札担当課長及び工事担当課長は、前項に定める期限までに低入札価格調査報告書を提出しない者がいる場合は、当該者が被調査者であるときは調査を中止し、又は、当該者に対する調査を開始していないときは以後調査を実施しないものとする。低入札価格調査報告書の提出に代わる届出（別記第22号の2様式）を提出した場合も同様とする。
- 5 低価格入札者が、低入札価格調査報告書を提出するに際し、低入札価格調査報告書の内容を立証するため、自らが必要と認める書類（以下「任意提出書類」という。）を低入札価格調査報告書と併せて提出することは差し支えないものとする。
- 6 低入札価格調査報告書については、一旦提出された後の一部又は全部の差し替え及び書類の追加提出は認めないものとし、調査の途中段階において低入札価格調査報告書が書類作成要領（別紙2）に従い作成されていないものであることが明らかとなった場合は、入札担当課長は、当該被調査者に対する調査を中止するものとする。ただし、低入札価格調査報告書等及び事情聴取の内容により、入札担当課長が必要と認め、当該被調査者に対し、記載要

領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、1回に限り、提出期限後の書類の追加提出のみを認めるものとし、これによってもなお不備があるときは、入札担当課長は、当該被調査者に対する調査を中止するものとする。この場合において、書類の追加提出に係る提出期限については、書類作成に必要な時間を確保した上で適切に設定するものとする。

- 7 任意提出書類については、一旦提出された後の一部又は全部の差し替え及び書類の追加提出は認めないものとする。

(事情聴取の実施)

第11条 入札担当課長及び工事担当課長は、被調査者に対する事情聴取を実施し、被調査者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認しなければならない。ただし、第9条第1項の規定により価格失格判定基準に該当すると判断された低価格入札者に対する事情聴取については、この限りでない。

- 2 前項の規定による事情聴取は、第1順位者については入札執行日の翌日から起算して13日目の日（当該日が閉庁日の場合は、当該閉庁日以降の最初の開庁日）までに実施しなければならない。
- 3 第1項の規定による事情聴取は、必要に応じ、一の被調査者について複数回実施することができる。
- 4 第1項の規定による事情聴取は、前条第1項の規定により提出を求める低入札価格調査報告書の收受後でなければ、これを実施することができない。
- 5 入札担当課長は、第1項の規定により事情聴取を実施するときは、予め被調査者に対し別記第23号様式により通知しなければならない。
- 6 入札担当課長及び工事担当課長は、被調査者が事情聴取に応じないときは、当該被調査者に対する低入札価格調査を中止するものとする。

(取引金融機関等への調査)

第12条 入札担当課長及び工事担当課長は、第9条第2項第11号に掲げる事項について低入札価格調査を実施するに当たり、必要があるときは、被調査者から同意書（別記第24号様式）を徴するものとする。

(別途提出書類の提出)

第13条 入札担当課長及び工事担当課長は、被調査者が発注者の単価に比し

て相当程度低い単価を採用していると認めるとき又は被調査者から提出された低入札価格調査報告書及び任意提出書類のみでは契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無を判断するに十分でないと認めるときは、必要に応じ、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために必要な書類（以下「別途提出書類」という。）の提出を求めることができる。ただし、別途提出書類の提出期限については、書類作成に必要な時間を確保した上で適切に設定するものとする。

- 2 別途提出書類については、一旦提出された後の一一部又は全部の差し替え及び書類の追加提出は認めないものとする。
- 3 別途提出書類は、第10条第1項の規定により提出を求める低入札価格調査報告書の收受後でなければ、これの提出を求めることができない。

（低入札価格調査表の作成）

第14条 入札担当課長は、低入札価格調査を実施したときは、当該調査の結果が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるものとして別紙3に定める基準（以下「失格判定基準」という。）に該当するか否かを判断し、かつ、当該調査等の結果に基づき、低入札価格調査表（別記第25号様式）を作成しなければならない。

（第2順位者以下の者に対する低入札価格調査の実施）

第15条 入札担当課長及び工事担当課長は、第1順位者に係る調査結果について失格判定基準に該当すると判断したとき又は第1順位者が調査除外者となったときは、その時点における調査対象者のうち第1位順位者の次に低い価格をもって入札した者又は評価値の高い者（以下「第2順位者」という。）について、低入札価格調査を実施するものとする。

- 2 入札担当課長及び工事担当課長は、第2順位者に係る調査結果についても失格判定基準に該当すると判断したとき又は第2順位者が調査除外者となったときは、その時点における調査対象者のうち第2順位者の次に低い価格をもって入札した者又は評価値の高い者について、低入札価格調査を実施するものとし、以下順次同様に、調査対象者について低入札価格調査を実施するものとする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、入札担当課長及び工事担当課長は、複数の低価格入札者について並行して低入札価格調査を実施することができるもの

とする。

(大網白里市建設工事入札参加資格委員会への付議)

第16条 入札担当課長は、別記第26号様式により低入札価格調査表を大網白里市建設工事入札参加資格委員会（以下「委員会」という。）に提出し、その意見を求めなければならない。ただし、第14条の規定により価格失格判定基準に該当すると判断された低価格入札者（次項において「価格失格判定基準該当者」という。）については、この限りでない。

- 2 前項の規定により提出する低入札価格調査表は、失格判定基準に該当しないと判断した者のうち最低の価格をもって入札した者1者若しくは評価値の高い者1者についての低入札価格調査表、及び調査対象者のうち当該者よりも低い価格をもって入札した全ての者（価格失格判定基準該当者を除く。）若しくは評価値の高い全ての者（価格失格判定基準該当者を除く。）についての低入札価格調査表、又は調査対象者のうち失格判定基準に該当しないと判断した者がいないときは調査対象者全員（価格失格判定基準該当者を除く。）についての低入札価格調査表とする。
- 3 委員会は、第1項の規定により意見を求められたときは、審査を行い、別記第27号様式により回答するものとする。
- 4 委員会は、失格判定基準に従い審査を行わなければならない。

(失格判定基準該当の決定)

第17条 入札担当課長は、低入札価格調査結果について、失格判定基準に該当するか否かを決定するものとする。ただし、前条第1項本文の規定により委員会に意見を求めたときは、その意見を踏まえ、決定するものとする。

(その他の者に対する調査等)

第18条 入札担当課長は委員会において審査された全ての低入札価格調査結果について失格判定基準に該当すると答申されたときにおいて他に調査対象者がいる場合は、当該調査対象者について第15条から第17条までの規定に準じ取扱うものとする。

- 2 前項の規定によても、入札担当課長が委員会において審査された全ての低入札価格調査結果について失格判定基準に該当すると決定したときにおいて他に調査対象者がいる場合は、当該調査対象者について第15条から第17条までの規定に順次取扱うものとし、以下順次同様に、調査対象者につ

いて第15条から第17条までの規定に順じ取扱うものとする。

(落札者の決定等)

第19条 入札担当課長は、委員会において審査された低入札価格調査結果のうち1以上の調査結果について失格判定基準に該当しないと決定したときは、失格判定基準に該当しないと決定した者のうち最低の価格をもって入札した者又は評価値の最も高い者を落札者、第17条の規定により失格判定基準に該当すると決定した者を失格者、及び調査除外者のした入札を無効と決定する。

2 入札担当課長は、全ての低入札価格調査結果について失格判定基準に該当すると決定したときにおいて他に調査対象者がいない場合は、予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者又は高評価値者を落札者、第17条の規定により失格判定基準に該当すると決定した者を失格者、及び調査除外者のした入札を無効と決定する。

3 入札担当課長は、低価格入札者全者が調査除外者となった場合は、予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者又は高評価値者を落札者、及び調査除外者のした入札を無効と決定する。

4 前各項の規定により落札者を決定したときは、入札担当課長は、別記第28号様式により工事担当課長に通知するものとする。

5 入札担当課長は、落札者に対して別記第29号様式により、低価格入札者全者及び低価格入札者以外の入札者のうち有効な入札を行った者のうち落札者以外の者に対しては別記第30号様式により通知するものとする。ただし、電子入札を執行した場合においては、電子入札システムにより通知するものとする。

(適正な施工の確保)

第20条 調査基準価格に満たない価格で入札した者を落札者とした場合においては、適正な施工を確保するため次に掲げる措置を講じ、監督体制の強化に努めるものとする。

- (1) 監督業務において段階検査等の実施
- (2) 配置技術者の現場専任制の徹底

(3) その他必要な事項

(調査対象工事の概要等の公表)

第21条 入札担当課長は、調査対象となった工事の概要について、当該工事に係る契約の締結後別記第31号様式により作成しなければならない。

2 入札担当課長は、低価格入札者のうち、第19条第1項から第3項までの規定により失格者とした者に係る低入札価格調査等の概要を、当該工事に係る契約の締結後別記第32号様式により作成しなければならない。

3 入札担当課長は、前各項の規定により作成した概要について、閲覧及び市ホームページ等により公表するものとする。

(虚偽説明等への対応)

第22条 落札者の決定後、落札者が虚偽の低入札価格調査報告書等の提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかとなつた場合又は重点的な監督の結果内容と低入札価格調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、入札担当課長は、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 当該工事の成績評定において厳格に反映する。

(2) 過去5年以内に（1）の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、大網白里市建設工事等請負業者指名停止措置要領別表第2.13により指名停止を行なう。

(要領の公表)

第23条 この要領は、市ホームページに掲載し公開するものとする。

(その他)

第24条 この要領に定めるもののほか、低入札価格調査制度に関し、疑義等が生じた場合は、その都度、関係機関協議の上、これを決定する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年12月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年3月31日までに引渡しを受ける工事等については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に公告した工事については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に公告した工事については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年8月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に公告した工事等については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器単体費、設計技術費、処分費、等
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費、等
現場管理費の額	現場管理費、工事管理費、据付間接費、機器間接費、等
一般管理費の額	一般管理費、等